

いざ世界へ！ 「飛鳥・藤原の宮都」

令和8年の世界遺産登録を目指す「飛鳥・藤原の宮都」の価値や魅力を知っていただく機会として世界遺産登録推進イベントを開催します。

【日時】 2月8日(土) 14時～17時

【場所】

かしはら万葉ホール
ロマントピアホール

【定員】 500名

【参加費】 無料

【内容】

・基調講演
「飛鳥・藤原を世界遺産へ…登録の先に描く地域の未来」
筑波大学教授 下田一太氏

・パネルディスカッション
素晴らしき「飛鳥・藤原の宮都」
短編映画上映会
『Boy Meets...』

秀企画賞受賞作品
【申込方法】

申込フォーム(事前申込制へ先着順)

【申込締切】 2月5日(水)

【問い合わせ】

総合政策課

☎54-9018



▲申込・詳細

奈良県ユネスコ連絡協議会 公開講座

【日時】 3月15日(土) 14時～15時30分

【場所】

かしはら万葉ホール5階
レセプションホール

【講師】

飛鳥・藤原の宮都

阪南大学国際観光光学部教授
来村多加史氏

【参加費】 無料

【定員】 100名

【申込方法】 申込フォーム

【申込締切】 2月21日(金) 17時

※申込多数の場合は抽選。落選者
にのみ連絡します。

【主催】

奈良県ユネスコ連絡協議会、飛鳥・檀原ユネスコ協会

【問い合わせ】

総合政策課

☎54-9018



▲申込フォーム

奈良県立万葉文化館 からのお知らせ

〈講座〉

■万葉集をよむ (無料)

「夏の雑歌(4) (巻8・1489
～1497番歌)」

【日時】

1月22日(水) 14時～15時30分

【講師】

井上さやか(当館企画・研究係長)

■万葉古代学講座 (無料)

●『古事記』における吉兆と凶兆

【日時】

1月26日(日) 14時～15時30分

【講師】

阪口由佳(当館主任研究員)

●「日本古代における国見の史的
考察」

【日時】

2月1日(土) 14時～15時30分

【講師】

中本 和(当館主任研究員)

【講座共通】

【定員】 150名(予定)

会場参加は事前申込不要

オンライン視聴のみ要事前申込

〈イベント〉

「にぎわいフェスタ万葉冬」

1月11日(土)～3月9日(日)

■巨大めいろに挑戦!

(無料・随時受付)

【日時】

1月11日(土)～19日(日)

※1月14日(火) 休館日

10時30分～正午・13時30分～15時

【対象】 小学生以下

段ボールの巨大めいろが登場!

■ジャンボかるた大会

(申込不要・無料)

【日時】

2月2日(日)

受付13時15分・開始13時30分

A3サイズの「万葉歌留多」を
使ったかるた大会です。動きやす
い服装でお越しください。

【会場】 企画展示室

※詳しくはHPをご覧ください。

【問い合わせ】

奈良県立万葉文化館

☎54-11850

【休館日】

月曜日(祝日の場合は翌平日)、
年末年始

【開館時間】

10時～17時30分(入館は17時まで)

▲万葉文化館HP

▲申込フォーム

2025年農林業センサスにご協力ください

【農林業センサスとは?】

国の農林業の生産構造や就業構造の実態を明らかにすることを目的に、5年ごとに実施する農林業に関する最も基本的な統計調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。

【対象は?】

一定規模以上の農林産物の生産、または委託を受けて農林業作業を行う世帯や会社等の組織に対して、調査を行います。

【調査期日は?】

令和7年2月1日(土)

【調査結果は何に使うの?】

農林業における多様な活用や地域振興など、国および地域行政施策のための基礎資料として活用されます。

また、調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外(税の資料など)に使用することは一切ありません。

調査の趣旨・必要性をご理解いただき、「ご回答をよろしくお願ひします。」

【関係機関】

農林水産省・奈良県

【問い合わせ】

観光農林推進課

☎54-9020

広域消防組合公式インスタグラムを開設!

消防車両や訓練などの消防の日常、イベント情報などを更新していきます。

ぜひ、フォローをお願いします!

【問い合わせ】

奈良県広域消防組合

消防本部総務部総務課

(広報公聴係)

☎26-0119



NARAKENKOUIKI_FIRE119



文化財防火運動

1月23日(木)から1月29日(水)までの1週間、高市消防署管内において文化財防火運動を実施します。

私たちが住む地域には先人たちが残した文化財が大切に保存・保護されており、いずれも後世に残すべき貴重なものです。これららの文化財を火災から守るためには、関係者の努力だけでなく、地域住民一人ひとりが文化財愛護の意識をもって、日々を過ごすことが重要です。地域一体となって、火災等の災害から文化財を守りましょう。

【問い合わせ】

高市消防署 予防課 予防係

☎52-4499



「明日香匠の会」第7回新春作品展

村内在住の美術・工芸作家による作品展を開催します。

絵画・陶芸・ガラス造形・写真・書芸・楽器製作など様々な分野の作品をお楽しみください。

【日時】

1月11日(土)～19日(日)

10時～16時30分

※休館日なし

※19日(日)は14時まで

【場所】

役場交流棟

【入場料】

無料

【問い合わせ】

文化財課「明日香匠の会」係

☎54-5600



葛城税務署からのお知らせ

○確定申告は自宅から ～スマホ申告が簡単・便利に～

e-Taxの
5つのメリット

確定申告書等作成コーナーなら
金額等を入力するだけで
自動計算で申告書が完成!



マイナポータル連携で
控除証明書等のデータが
自動入力できる!



○スマホ申告 (e-Tax) に必要なもの

✓マイナンバーカード

※マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください

✓マイナンバーカード読取対応の**スマホ**

(またはICカードリーダライタ)

✓マイナンバーカードの**パスワード2つ**

- ①署名用電子証明書のパスワード (英数字6~16文字)
- ②利用者証明用電子証明書のパスワード (数字4桁)

スマホに
マイナポータルアプリ
をインストール



パスワードを忘れた場合やロック
された場合の対処法については、
公的個人認証サービスのポータル
サイトをご確認ください。



○申告書作成会場

葛城税務署以外の申告書作成会場は、次のとおりです。

申告相談会場	開設期間	開設時間
イオンモール橿原 3階イオンホール	2月 4日(火)～ 7日(金)	10時～16時30分 (締切時間15時30分)
五條市役所	2月13日(木)～14日(金)	9時30分～16時 (締切時間15時)

- ・香芝市役所会場は廃止しました。
- ・五條市役所会場は、令和6年分を持って廃止となります。
- ・申告書相談会場では、混雑緩和のため、入場整理券を配付しています。
なお、混雑状況によっては、早めに相談受付を終了する場合があります。
- ・確定申告書の作成に必要な書類のほか、以下のものを準備してください。

- ①スマートフォン ②マイナンバーカード
- ③2種類のパスワード
 - ・署名用電子証明書のパスワード (英数字6~16文字)
 - ・利用者証明用電子証明書のパスワード (数字4桁)
- ④マイナポータルアプリのインストール&ログイン



- ・各会場では、電話による問い合わせは受け付けていません。
- ・相続税、贈与税、土地・建物・株式等の譲渡所得の相談は行っていません。

○令和7年1月からの申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて
(書面で申告書等を提出する皆様へ)

国税庁・国税局・税務署では税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、**令和7年1月**から申告書等の控えに**收受日付印の押なつを行わないこととしました。**

令和7年1月からは、申告書等を書面で提出する際には、申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)していただきますようお願いいたします。

※明日香村役場では、書面での確定申告書の收受は実施していません。

申告書等の提出年月日は必要に応じてご自身で記録・管理をお願いします。

※対象となる「申告書等」とは申告書のほか、申請書・請求書・届出書等を含む、国税庁・国税局・税務署に提出(送付)されるすべての文書です。

【申告書の提出先】〒661-8524 尼崎市若王寺3丁目11番46号
大阪国税局業務センター阪神分室 宛

【問い合わせ】葛城税務署 ☎0745-22-2721

ファミサポ明日香 援助会員養成講座が始まります

ファミサポ明日香とは、お子さんの一時的な預かりや保育所への送迎など、子育ての援助を依頼したい人「依頼会員」と手助けができる人「援助会員」が会員となり、会員相互の協力により地域で子育てを支え合うシステムです。

養成講座では、サポートに必要な情報・知識などを学びます。活動に興味のある方、迷っている方、フォローアップをお考えの方も、ご近所・ご友人をお誘い合わせの上、まずはご受講ください。

講座受講後には、援助会員として子育て支援にご協力いただけることをお待ちしております。
※安心して受講いただけるよう別室に託児所を設けています。ゆっくりご参加ください。

【対象者】

村内に居住し、地域において保育や子育て等に関心をお持ちの20歳以上の方。また、子どもが好きで子育てのお手伝いをしていただける方。

【場所】 明日香村役場

【申し込み・問い合わせ】

健康づくり課ファミサポ明日香

☎ 54-5550

第1回	1月21日(火) 13時~15時	・開校式 ・事業を円滑に進める為に ・子どもの栄養と食生活
第2回	順次案内します。	・保育の心
第3回		・子どもの事故と安全
第4回		・心の発達とその問題
第5回		・子どもの病気と看護
第6回		・子どもの世話と遊び ・閉校式

令和7年度入札参加資格 審査申請の追加受付

明日香村が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品等の競争入札に参加しようとする方は、入札参加資格審査申請をしてください。

この申請をもとに作成する名簿は、村長部局をはじめ、教育委員会、水道事業、村が出資する公益法人等で発注する競争入札に使用します。

【受付期間】

2月3日(月)~2月28日(金)
(土・日・祝日を除く。)

9時~11時30分、13時~16時

※郵送は、受付期間内の消印があるものを有効とします。

【受付場所】

役場行政棟 2階相談室

【申請方法】

持参または郵送

【登録有効期間】

令和7年4月1日~

令和8年3月31日

【申請要領及び申請様式の配付等】

1 配付

役場総務財政課

2 郵便による請求

必要とする登録区分(「建設工事」「測量・建設コンサルタント等」「物品等」)、連絡先と返信用の封筒(角形2号封筒に送付先を明記し、270円切手を貼付【登録区分ごと】を同封のうえ、左記へ請求してください。

【請求先】

〒634-0142

奈良県高市郡明日香村大字橘21

番地

「明日香村役場総務財政課」

3 HPからダウンロード

<http://www.asukamura.jp/>

【問い合わせ】

総務財政課

☎ 54-2001

FAX 54-2440



てんいち先生



原則として、月1回（一部2か月に1回）くみ取りを行っていただきます。1月は次の日程で行われます。

【日時】
1月6日（月）・7日（火）
午前中（時間指定は不可）

詳細を確認したい方や臨時くみ取りを希望される方は、新晃株式会社（☎：0744-2215258）へお問い合わせください。

1月のし尿くみ取り

マイナンバーカードの出張申請（自宅訪問）サービス受付中

「ご高齢の方や、身体が不自由な方、小さいお子さんがいらっしゃる方など、マイナンバーの申請のための来庁が難しい方に向けて、ご自宅への出張申請サービスを行ってまいります。できあがったカードはご自宅に郵送します。詳しくは、明日香村HPをご覧ください。か、電話でお問い合わせください。

住民課
☎54-22282



▲明日香村 HP

消費生活相談から

「〇〇ペイで返金します」は詐欺を疑って

《事例》

ネットで腕時計を購入し、前払いで個人名義の口座に約2万円振り込んだ。その後「商品が欠品になった。返金するので担当者と無料通話アプリでやり取りするように」とメールが来た。

無料通話アプリで連絡するとすぐに「〇〇ペイで返金する」と言われ、指示された通りに数字等の入力を繰り返した。

気づいたときには、約10万円送金させられていた。販売業者にメールをするが連絡もなく、無料通話アプリもすでにブロックされていた。

どうしたらよいか。（60歳代）

《アドバイス》

● ネット通販で商品を購入したところ、販売業者から「欠品のため〇〇ペイ等のコード決済アプリで返金する」と言われ、返金手続きをしているうちに「返金してもらおうはずが「送金」していたという相談が寄せられています。

● 販売業者から「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺

お知らせ

を疑いましょう。相手側の指示に従ってはいけません。

● 販売業者の名称・所在地・電話番号が明確に記載されていない、商品価格が通常より安い、支払方法が銀行振込や電子マネーに限定されている、返品・返金ルールが記載されていない等のサイトは詐欺サイトの恐れがあります。利用前によく確認しましょう。

○消費生活相談を実施しています。

お店や通販の商品に納得できない、不本意な契約、訪問販売や電話勧誘など消費生活に関するお困りごとがある際はご相談ください。フリーリング・オフのお手伝いも可能です。

※個人間のトラブルに関する相談および、事業者等団体からの相談はお受けできません。

【相談日時】

毎週火曜日（祝日および年末年始を除く）13時～16時

【場所】 役場 相談室中

【問い合わせ】

・明日香村消費生活相談窓口
☎54-22282

※住民課直通の電話番号です。相談の方は「消費生活相談」を希望であることをお伝えください。

※相談日時以外でお急ぎの方は消費者ホットラインへ ☎1888
*奈良県消費生活センター等につながります。

20歳になったら国民年金

「新成人の皆さんへ」

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手がなくなったときに、働いている世代みんなが支えようという考えで作られた仕組みです。

「国民年金のポイント」

① **将来の大きな支えになります**
20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任を持って運営するため安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

② **老後のためだけのものではありません**

国民年金には、年をとった時の老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残った時に受取できます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受取できます。

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

① 「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学・大学院・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

② 「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に保険料納付が猶予される制度です。国民年金のご相談・手続き等については、市町村または年金事務所までお問い合わせください。

「問い合わせ」

・ 桜井年金事務所

☎ 42-0033

・ 住民課

☎ 54-2282



「長引く咳」への対応

各種感染症の流行下、咳は悩まされる症状です。短期間（3週間以内）で治る咳はほとんどがウイルス感染症ですが、長引く（3週間以上続く）咳では様々な病気が原因となります。

原因として、①気管支喘息（ぜんそく）、喫煙、慢性副鼻腔炎／気管支炎、②肺癌、肺結核など重大な病気、③服用中の薬の副作用（薬剤性）です。代表的な薬剤に高血圧の治療薬（ACE阻害薬・エナラプリル、イミダプリルなど）があり、5〜10%の方のどがむずむずして咳が出ます。服用開始後2〜3ヶ月後に好発し、薬の中止により1〜2週間で治ります。

胸部レントゲンや血液、痰（たんの）の検査で異常がなければ、最も多いものは気管支喘息です。喘息の主症状は咳、喘鳴（ぜんめい）、ヒューヒュー（うーうー）と、息

苦しさですが、喘鳴や息苦しさがなく咳のみを訴える方があり「せきぜんそく」と言います。気管支喘息の軽症亜型といって良いでしょう。治療は通常の喘息に準じて行い大変有効です。

なお消化管の病気でも長引く咳の原因になることがあります。胃食道逆流症（逆流性食道炎）です。胃酸の食道への逆流が刺激になり咳が出ます。主な逆流症状は胸やけですが、咳のみを訴えることがあります。胃酸を抑える薬（プロトンポンプ阻害薬など）が有効です。

3週間を超える「長引く咳」には様々な原因、ときに重大な病気が長引いているだけ」と早合点せず、医療機関にご相談ください。

奈良県医師会